

- ⑧天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載された旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きとき。
- ⑨上記⑧の一例として、日程に含まれる地域について、危険情報から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社旅行を実施する場合)、お客様が旅行を必要とされるときは、第15項(1)(2)に定める取消料が必要となります。
- (2)お客様が第7項に定める期間までに旅行代金をお支払いいただかされたときは、当社は当該期日の翌日よりお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第15項(1)に定める取消料に相当する額の連約料をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収められた旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ① お客様の病氣、必要不急の介助人の不在その他の事由により旅行の継続が耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示へ従う、これらの者の又も同行する他の旅行者に對する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
 - ③ 旅行者が3. 申込条件(9)から(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ⑤ 上記④の一例として、日程に含まれる地域について、危険情報から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様は旅行に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、お客様が当社にその提供を受けた旅行サービスに際して旅行代金の支払いは、お客様が返すべき費用があるときは、これをお客様負担とする。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスに際しての費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひ又はこれから支払うべき取消料・連約料その他の名目による費用を差し引いた後払い戻しします。

18. 旅行代金の払い戻し

当社は、第14項の規定により旅行代金が高額された場合又は第15、16、17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が発生したときは、旅行開始日の解除の消滅した日以後に解除の日の翌日より起算して7日以内、高額又は旅行開始日の解除による払い戻しについては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第17項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためその提供を受けた旅行サービスへの提供に代わって、取消料・連約料その他の他払い戻し、又はこれから支払ひなければならない費用はお客様負担とし、これを(2)に定める取消料(必要不急の介助人の不在その他の事由により旅行の継続が耐えられないとき)とします。なお、お客様が当社にその提供を受けた旅行サービスに際しての費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひ又はこれから支払うべき取消料・連約料その他の名目による費用を差し引いた後払い戻しします。

19. 契約解除の復讐手配

当社は、第17項(1)の①又は④の規定により旅行開始後旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に帰るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

20. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、業務が同行しない旅行にあっては旅行に必要な業務及び旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員その他の者の業務は原則として8時から20時までとします。

22. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を担います。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内の当該旅行に対して通知があったとき限り。
- (2) 例えは、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 日本又は外国官公署の命令、外国人の出入規制又は伝染病による隔離、又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
 - ⑨ その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき
 - (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同様の範囲にかかわらず、旅行開始の翌日より起算して14日以内(国内)又は、21日以内(海外)に当社に対して通知があったとき限り。お客様お一人につき15万円を限度(ただし、一般貨物は一対一としての限度は10万円)。故意又は重大過失がある場合を除く。)として賠償します。

23. 特別補償

- (1) 当社は、第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶発的な外来的事故により生命、身体または手荷物を被った場合の損害について、旅行身体特別補償手荷物を下り、下記の通り支払います。
 - ① 死亡補償金として国内で1,500万円、海外で2,500万円
 - ② 入院見舞金として入院日数により国内で2万~20万円、海外で4万~40万円
 - ③ 通院見舞金として通院日数により国内で1万円~5万円、海外で2万円~10万円
 - ④ 旅行品にかかると損害補償金(15万円を限度、ただし、一回復は一つ)についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の責任による旅行サービスの提供の一助行は無い旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明記した範囲に限り、当該旅行参加中とはいたしません。

- (2) 当社が第22項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が責任を負う損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収めて実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行中に含まれない場合で、自由行動中のスリ・サイバーパンク、山岳登山、ホプスルー・リュージュ・バンボライダー搭乗などの、これらに類する危険な行動中の事故によるものであるときは、当社が本項(1)の補償金及び免責金を支払いません。但し、当該旅行が募集型企画旅行行程に含まれていないときは、この限りではありません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表下欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の追徴金(追徴金)を支払います。但し、当該変更について当社が第22項(1)の規定に基づき責任が発生するところが明らかである場合には、この限りではありません。
- (2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は追徴金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は追徴金を支払います。)
 - A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変・戦乱、暴動
 - ウ. 官公署の命令
 - ク. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の進行計画によらない運送サービスの提供
- (3) 第15項から第17項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に係る変更③(パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることになった場合においては、当社は追徴金を支払いません。
- (4) 当社が支払うべき追徴金の額は、お客様1名に対して募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度となります。またお客様1名に対して募集型企画旅行につき支払うべき追徴補償金が、1,000円未満であるときは、当社は、追徴補償金を支払いません。追徴補償金の算定基準となる旅行代金とは、第8項の基準旅行代金となります。
- (5) 当社が、本項(1)の規定に基づき追徴補償金を支払った後に、当該変更について、当社が第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかとなった場合には、お客様は当該変更に係る追徴補償金を当社に返還しなければならない限り、この場合、当社は、同様の返還に過ぎない追徴補償金の額を支払いません。
- (6) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による追徴補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供を受けることがあります。

(追徴補償金の表)

変更補償金の支払いが必要となる変更	件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含まず。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備(低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限ります。))	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便または本邦内から本邦内への直行便から乗り継ぎ便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した本邦内からの種類又は設備(当社が宿泊機関の等級を定めている等級が変更された場合を除きます。))	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1: 「旅行開始日」とは、特別補償規定第二条第三項に規定するサービスの提供を受けることを開始した時以降をいいます。
- 注2: 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と旅行開始前または旅行開始中の内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5: 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊での複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第9号までを適用します。第9号によります。
- 注7: 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

25. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の條文を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様がご自身の損害を申し受けます。

- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければならないとします。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日程において遅やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等を通じてお申し出しなければなりません。

26. お客様の整備

- (1) お客様は当社の承諾を得ることであれば、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することがあります。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入する手数料(お一人様につき10,000円)とともに当社より提出していただきます。(既にお客が車券等を発行している場合には、別途再発行に関する費用を請求することがあります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾があった時に効力を生ずるものとし、旅行契約上の地位を譲り受け受けた方は、お客様が当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なおお客様は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者のアクセスに応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

27. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅行・直証について(日本国外旅行の方は、自国の領事館、渡航先の領事館(入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。))
 - ① 旅行券(パスポート)・旅行参加には、帰国日から残存有効期間が6ヶ月以上残っている旅行券が必要となります。
 - ② 直証(ビザ): 旅行参加には、パンフレット記載の国の直証が必要となります。

現在お持ちの旅行券が今回の旅行に有効かどうかの確認、およびご旅行に必要な旅行・直証: 再入国印等および各種証明書の取得及び出入国手続きの作成等お客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社には、お客様ご自身に起因する事由により旅行・直証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

③ 保健衛生(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。

④ 海外危険情報について
 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の際際に関する情報が出発している場合があります。お申込みの際には「海外危険情報に関する書面」をお読み下さい。また、外務省「海外海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

28. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様が申込みされた旅行契約における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※その他のほか、当社では、(1)当社及び当社ならび提供する会社の随時サービス・キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2) 当社は旅行先でのお客様の貴重物品等の運搬のため、当社の保有するお客様の個人データを含むデータベースを提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空会社名に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等でお送りすることによって提供いたします。なお、このための事業者個人データの提供の停止を希望される場合は、販売店宛て、「最終旅行日程表」受け取り時までにお申出下さい。

29. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取り扱いについて

- (1) お申し込み
 パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーのお申込みと同時に発行していただきますようお願いいたします。
- (2) 本項(1)の国内航空券の手配に関する契約が当社が承諾したとき成立いたします。但し、国内航空券を手配旅行の扱いとはしません。条件、お客様と当社の募集型企画旅行契約の範囲は国際線発着地までとします。
- (3) 取り消し
 お客様が申込みされたパンフレット記載の特別料金が国内航空券について予約・確保ができず、お客様が該当コースを取り消した場合は、該当コースに関わる所定の取消料をお支払いいただきます。

30. その他

- (1) 海外旅行保険
 海外へ行く場合は、多額の医療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変複雑な場合が多いです。因此、ご自身の任意で十分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については販売店の係員にお問い合わせください。
- (2) お買入物品
 お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産品にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いをいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどをお勧めいたします。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港にて手続方法をご確認ください。お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内法に基づき日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入の際は十分ご注意ください。
- (3) マイレージサービス
 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第22項(1)に定める第24項(1)の責任を負いません。(注)第22項(1)の責任及び免責事項第24項旅程保証
- (4) 事故等のお申出
 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなればご通知ください。)
- (5) 当社が募集型企画旅行を行う際、お客様を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している国際線出発空港を出発(集合)してから、当該空港に着き(解散)するまでとなります。
- (6) 当社がいかなる場合も事故の再実施はいたしません。

32. ご旅行条件の基準

この旅行条件は2018年4月25日を基準としています。

お客様へ「ご案内」とご注意

- ① **「パスポートとビザについて」**
 ● お客様のパスポートが今回の旅行に必要な有効期限を満たしているか、また、旅行先国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認ください。必要な手続きをお済ませください。
 ● アメリカ合衆国へのご旅行には在米されるお客様は、お手持りのパスポートが「旅行券かつどうがご確認ください。お手持りのパスポートが「旅行券で取得されるアメリカのビザが有効期間と一致しているか、また、アメリカのビザを取得されるか、もしくは「パスポート」を更新してください。
 ● 日本国籍以外の方は、ご自身で自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせください。ビザおよび再入国印(パスポートの残存有効期間等)の確認(交替)に手続きをお済ませください。
- 募集型企画旅行には、各種変更の場合には一旦取消し後に新規予約として取り扱います。その際取消消の発生するお客様期間の帰国日の記載内容となり、変更とは別日および帰国日の記載内容、滞在泊、コース変更(航空会社名、ホテル、観光内容等)旅行者の名称の変更(交替)に当たる場合を除くこととを留意。
- ② **「お申込みの氏名(スペル)の変更および訂正について」**
 ● お申込みの際およびお申込み後の記入において氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スペル)を誤ってお申込みされた場合、26. お客様の整備と同様の取り扱いとなります。変更および訂正には航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要となり、所定の手数料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をお支払いいただきます。

(特別な配慮を必要とするお客様へ)

- お体の不自由なお客、車椅子の持ち込み、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時ご自身の旨をお申し出ください。当社は可能な限り合理的な範囲で応じます。また、診断書の提出が必要なお客様、同様の同行などは条件を設けていただくか、ご参加をお断りさせていただきます。お客様ご自身の責任でご参加ください。
- **「海外安全情報について」**
 ● 旅行先のお申込み後、ご旅行目的地に「不要不急の渡航は止めてください」及び「出発された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合は、旅行を取りやめさせていただきます。この場合においてお客様に対して旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

「ご旅行をお楽しみいただくために」

● 旅行中に提供された旅行サービスが、パンフレット等に記載の内容とは異なること認識された場合はご旅行中に遅やかにお申し出ください。ご質問後のお申し出の場合は、対応し兼ねる場合がございます。

「事故等のお申し出について」

● 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなればご通知ください。)

「航空会社のサービスについて」

- 航空会社による座席配分または航空機の座席配列または機内設備状況、チェックインの順番等により、グループ・ファミリー・ハネムーンに家族でご参加の場合でも、隣合わせの座席やご希望と異なる場合がございます。また、過酷期、急変のご希望に際しても受け付けない場合があります。ご希望に添えない場合は、お客様ご自身の責任でご参加ください。
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第22項(1)および第24項(1)の責任を負いません。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延、不通、スケジュールの変更、ストライキ、経路変更等により、旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮および観光地の変更・閉鎖などが生ずる場合があります。このような当社の責任ではない理由で発生した場合、当社は免責となりその責任を負いたしません。ご予定する日程に従って旅行サービスが提供できるような手配を行います。その場合、現地にて追加手配した交通費・宿泊費等はお客様のご負担となります。

「空港諸務・燃油サーチャージについて」


- 旅行代金には、空港諸務および燃油サーチャージは含まれておりませんが、パンフレット等でご案内している旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)空港諸務および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以外の為替変動による追加徴収、返金はいたしません。
- 上記にかかわらず、空港諸務・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当 flight 券について再度空港諸務・燃油サーチャージ等を再換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等でご案内している旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金はいたしません)
- 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の差額は所定の取消料をお受けします。

「旅行代金の返金に関するご注意」

● 当社では、お客様の都合による取消しの場合および返金が生じた場合は、返金に伴う取消手数料は、お客様の負担とさせていただきます。また金銭機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

旅行保険ご加入のお願い

● 募集型企画旅行契約特別補償規定により、当社はお客様がご旅行中に被られた損害については、一定範囲の補償をさせていただきますが、傷害、疾病、感染症、疾病等ご自身の責任による損害はお客様ご自身で補償してください。ご旅行中に被った損害については、ご旅行代金に必ずご加入ください。特にクルーズ旅行・乗船コースにお申し込みの際は、クルーズ旅行専用補償(特別約款)を同時にかけられますようお勧めいたします。

観光庁長官登録旅行業第1739号
 日本旅行業協会(JATA)正会員
 株式会社 クルーズプラネット

 株式会社 旅行業務取扱管理者:
 千原隆康、北野博文、大野義典、八木希子、新海雄基、中町芳美、飯橋健輔、飯田悦弘、元山室美、杉田清貴

● 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きの責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からご説明のご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。